

7. 消防用設備等

1. 消防用設備等の設置状況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために必要なものである。消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所用の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

千葉県における平成20年3月31日現在の防火対象物に対する消防用設備等の設置状況は、統計表第2表のとおりである。

消防用設備等については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備が行われており、最近においては、平成18年1月に発生した長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、この種の社会福祉施設における防火安全対策を強化するため、スプリンクラー設備や自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置対象の拡大、技術上の基準についての見直し等必要な改正が行われている。

一方、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については消防法に基づく措置命令、使用禁止命令、刑事告発等の措置を積極的に講じ、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとされており、今後とも違反防火対象物の関係者に対して、一層の指導の強化を図っていく必要がある。

2. 消防設備士試験

消防設備士試験制度は、昭和40年消防法の改正により、昭和41年10月1日から施行された。

本県では昭和41年度から昭和43年度までは特例試験と一般試験を実施し、昭和44年度からは年1回一般試験のみを実施し、昭和60年度からは、(財)消防試験研究センターに試験実施を委任した。

最近5年間の受験者数は、平成15年度は776名、16年度は709名、17年度は701名、18年度は703名、19年度は725名である。

平成19年度消防設備士試験実施状況

平成19年9月2日実施

試験の種類		申請者数	受験者数	合格者数(合格率%)
甲種	特類	41	30	1(3.3%)
	第1類	121	94	21(22.3%)
	第2類	23	21	3(14.3%)
	第3類	26	19	5(26.3%)
	第4類	206	167	35(21.0%)
	第5類	36	28	4(14.3%)
乙種	第1類	39	33	12(36.4%)
	第2類	13	11	5(45.5%)
	第3類	12	10	2(20.0%)
	第4類	91	76	20(26.3%)
	第5類	12	11	4(36.4%)
	第6類	244	205	69(33.7%)
	第7類	26	20	12(60.0%)
合計		890	725	193(26.6%)

3. 消防設備士義務講習

消防設備士免状所持者に対する義務講習制度は、昭和49年6月1日法律第64号により公布された。これは、消防用設備等に関する技術の進歩が著しく、消防用設備等に関する基準が改正されているため、常に新しい知識や技能を身につけることにより、消防設備士に課せられた任務を完遂することを目的としている。

本県においては、平成19年9月及び20年2月に千葉市内で実施し、1058名が受講した。実施状況は次表のとおりである。

講習区分	申請書提出数	欠席者数	受講者数
消火設備	313	5	308
警報設備	441	7	434
避難設備・消火器	321	5	316
計	1075	17	1058

[最近5年間の実施状況]

年度 \ 区分	申請書提出数	欠席者数	受講者数
平成15年度(15.9 16.2)	1,107	24	1,083
平成16年度(16.9 17.2)	1,130	15	1,115
平成17年度(17.9 18.2)	1,033	7	1,026
平成18年度(18.9 19.2)	1,003	20	983
平成19年度(19.9 20.2)	1,075	17	1,058
計	5,348	83	5,265